

2020年3月30日（月）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

【ポイント】

●現在、パプアニューギニアを出発し、豪国内の空港でトランジットを行い、日本等別の第三国へ向かう場合は原則としてトランジットが許可されません。ただし、健康上の理由や緊急の帰国の必要があるなどの、特別の理由の場合、例外が認められる場合があります。下記のリンクをご参照の上、該当される方は手続きを行ってください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

●豪州でのトランジットが認められた場合について、当館が把握している直近の日本行きフライトは以下のとおりです。

4月5日（日） ニューギニア航空（PX01便）14:00 ポートモレスビー発／18:55 シドニー着

4月5日（日） 全日空（NH880便）20:55 シドニー発／6日（月）05:30 羽田着

なお、航空便の予約についての詳細は、直接航空会社または旅行代理店等にご連絡願います。

【本文】

1 3月24日（火）以降、引き続きシンガポールへの入国及びトランジットは禁止されています。（但し、シンガポール国民、シンガポール永住権保持者、シンガポール長期滞在保有者の入国は可能）

○在シンガポール日本大使館HP

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州情報は下記HPからご確認下さい。

○在豪州日本大使館HP

https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在豪州日本大使館新型コロナウイルス情報発信用ツイッター

https://twitter.com/JapanEmb_AUS

2 PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、PNG保健省ホットライン（+675-7196-0813）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

【その他関連のウェブサイト】

○首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省HP (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省HP (感染症関連)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは (国番号 675) 321-1800

E-mail： sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは (国番号 675) 323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>